

統一

第百六十五號

明治三十年二月廿四日 第三種郵便物認可
明治四十一年十月十五日發行 統一第百六十四號
(每月一回)

目次

本教寺開堂供養の慶讃文

莊嚴道場 歸依三寶

勤行布施

寺院移轉の計畫と其經過

三丹州傳道續報

宗務廳錄事

雜報

本多日生

今成日誓

山根日東

井村日成

本教寺開堂供養の慶讃文

(本月十五日東京府下總司ヶ谷の本教寺開堂供養に於ける、管長親下の慶讃文を得たれば茲に掲ぐ)

慶讃文

高山ノ水ハ幽谷ニ下リ、最頂ノ教ハ劣機ヲ濟フト、誠ナル哉。謹ンデ我佛教ヲ案スルニ、其ノ教理ノ高キヲ語ラバ、則チ古今東西ノ哲學ヲ綜括シテ、更ニ秘奥ヲ開示シ、其ノ施化ノ妙ヲ窺ヘバ、則チ智愚利鈍ヲ攝取シテ、普ク法益ヲ被ラシム。之ヲ仰ケバ、愈高ク、之ヲ鑽レバ愈堅シトハ、夫レ之ヲ謂フカ。往昔佛世ニ在セシ時、智者舍利弗、豪貴跋提迦ノ如キ賢貴モ、佛徳ヲ慕フテ其ノ教ニ伏シ、魯鈍樂特、賤民優婆塞ノ如キ下愚モ、慈化ヲ仰イデ其ノ益ニ潤フ。佛ヲバ知道者、開道者ト稱シ、大慈父、大悲母ト號クルコト、良ニ所以アル哉

曾テ大迦葉菩薩、佛陀ヲ讚歎シテ曰ク

「佛ハ世間ニ隨フコト續子ノ如シ、是ノ故ニ大悲牛ト

名クルヲ得、如來ノ功德ハ十方ニ滿テリ、凡下ノ無

智ハ讚スル能ハズ、我レ今慈悲心ヲ讚歎シ上ル、身

口二種ノ業ニ報センガ爲メナリト

又曰ク

「佛ハ一味ノ大慈心ヲ具シ、衆生ヲ慈念シ玉フコト子

想ノ如シ、衆生佛ノ能ク教ヒ玉フヲ知ラズ、故ニ如

來及法僧ヲ謗ルト

又曰ク

「我レ今唯一法ヲ以テ讚セン、所謂慈心モテ世間ニ遊

ビ玉フ、如來ツ慈ハ是レ大法聚ナリ、是ノ慈亦能ク

衆生ヲ度シ玉フレト

之ヲ三昌スレバ、威極マツテ覺ヘズ稽首ス。爰ニ隨世

間ノ一句ヲ思フテハ、微妙ノ尊容ヲ下シテ、煩累多キ

人中ニ出誕シ、能ク世間ノ苦ヲ救ヒ給ヘル慈愍ニ感激

シ、茲ニ遊世間ノ三字ヲ拜シテハ、肉身ノ佛陀トシテ

出家成道シ、普ク五天四衆ヲ攝化シ給ヘル宏化ヲ敬慕

セスンバアラズ

又爲報身口二種業ノ偶文ヲ見ルニ、滅後三千年ノ後ニ

至ルモ、身輪ヲ渴仰スルノ心ハ、佛ノ舍利形像ニ移リ

テ之ヲ安置スルガ爲メニ、輪婆トナリ、伽藍トナリテ

幾多莊麗ノ殿堂ヲ遺シ、口輪ヲ敬慕スルノ心ハ、佛ノ

教訓經典ニ移リテ五千七千ノ大藏經ヲ傳へ、嚮乎蒼然

トシテ世界最大ノ宗教ヲ形成セリ。蓋シ威化ノ力偉大

ニシテ、順應ノ活作用ヲ有スルニアラザルヨリンバ、

(1)

安シゾ此ニ至ランヤ

當本教寺ハ、元本築、本立ノ兩寺ナリシヲ、合シテ改稱セル所、改築功成リテ、本日開堂ノ式ヲ舉ク。今中央ニ勸請スル所ハ、佛教ノ經王タル法華經本門常住ノ三寶、護法列位ノ諸天善神ナリ。此ノ本尊ハ、聖祖日蓮大士ノ光顯スル所ニシテ、大士ハ自カラ闍浮第一ノ大本尊ナリト號シ給ヒ、開祖日什大正師ハ之ヲ讚シテ一タビ此ノ像ヲ拜スル輩ハ、三安執ヲ一時ニ斷ジ、三菩提ヲ一念ニ證ス、頓極頓證ノ秘法ナリト宣シ給ヒヌ然ラバ則チ此ノ處ニ詣テ、祖先ノ追祐ヲ祈ラバ、頓ニ妙覺ヲ證シ、息災延命ヲ禱ラバ、福壽忽チニ至ラン、若シ至心ニ信樂セバ、苦ヲ除イテ安穩ノ樂、世間ノ樂涅槃ノ樂ヲ獲シコト疑ヒナシ。又當寺ニ於テ宣揚セントスル所ハ、佛教ノ眞實義ニシテ、内ニハ高遠ナル教理ヲ湛へ、外ニハ順應ノ活法導ヲ起シテ、二世濟度ノ本分ヲ果サントスルニ在リ

仰キ願クバ、三寶諸天冥ニ加シ顯ニ應ジテ、所願成辨ナラシメ給へ、更ニ請フ、法輪常ニ轉シ、皇國永ヘニ榮ヘ檀徒ノ祖先速ニ菩提ヲ證シ、子孫長久家門隆昌ナランコトヲ、乃至法界周遍利益

南無妙法蓮華經

莊嚴道場 歸依三寶

今成 日 誓

于時明治四十一年十一月吉祥日
管長 大僧正 日生 稽首稽首

尊ハ精舎は門から光ると云ふ古語があります、其精舎に勸請つてある本尊様が分らんても、其精舎の莊嚴が立派であると、何となく尊敬のこゝろが起りまして其門に向ふと何となく一種の威に打れて態度が改まる様になるのがあります、佛法にも信は莊嚴より起ると申してあります、三寶様の安置の具合や、其三寶様を勸請してある本堂杯が微妙であると、信心の心が起りて來ますのは事實であります、然しながら又三寶様や本堂が立派になるのは信心の力であり、自分の心に三寶様の尊さ事を感じますれば、自然に立派な本堂等も出來る譯であります、自分の信心が本となり精舎の莊嚴が成立ち、精舎の莊嚴が体となりそうして他人の信心を喚起す用となるのがあります、されば精舎が

立派になるといふ事は自行化他の大功德を現すと云ふてよろしいのであります、然しながら又進んで考へますと、精舎の尊さ譯はその建物の莊嚴にあるのでなく、其所に安置しある三寶さまのおん徳にあるのであります、三寶とは佛法僧て左に

本佛 南無久遠實成大恩教主釋迦牟尼佛
本法 南無妙法蓮華經
本化(僧) 南無上行菩薩等……日蓮聖人……

であり、佛法僧に本の一字を冠せたるは、種々の三寶あるも、本眞の三寶は此に限ると云ふ意味を現はしたのであつて、他の三寶は此の三寶の影法師か、又は有名無實で我等を救ふ力がないのであります、佛とは眞理の極致を歸め智慧限りなく大慈大悲の救済の活動止む時なき教主であります、法とは種々の説明もありませんが教法と見て宜しいのであります、乃ち佛陀の大慈悲よりして我等を救はんが爲めに與へられたるのであります、僧とは和合と云ふ意味で佛陀の教を我等に傳へ、我等をして佛の教法を信じさせ、佛陀と我

等と和合せしむる任務であります、南無とは種々の義理があります、今は歸命の一義を御咄しします、自分共の何より大切にす生命を三寶さまに歸せると云ふ意味から南無と云ふのであります

久遠實成大恩教主釋迦牟尼佛
釋迦佛は淨飯大王を父とし摩耶夫人を母とし、天然に降誕遊ばして、難行苦行の徳に依り成佛あらせられた様にも多くの人とは思ふて居りますが、これは淺慕な考てあります、其實を申せば久遠實成と申して、久しく遠い昔から眞實に成佛あらせられたのであります、久遠の昔しと云へば唯古いと云ふ計りて元始あるように聞えます、其實無始久遠の佛陀でありまして我等を救はんが爲めに人間の形相を以て此世に應現しましたのであります、お互人間の生れることを誕生と申しますが、佛陀のお生れになることを降誕と申します、これは不毀の淨土から此の娑婆に降臨誕生のわけから云ふのであります、依てこの釋迦牟尼佛は一切の佛陀等の本源でありますから本佛と申のでありますして、此の佛

陀の境涯はかぎりなき生命と智慧と慈悲と功德と活動と在し、常に我等を憐み給ふが故に大恩教主と申のであります

さてこの佛陀が印度に降誕遊して五十年の間廣長舌がありまして、種々様々に説教がわかれて居りますけれども、要之妙法蓮華經如來壽量品を説く爲めの方便に過ぎないのであります、故に聖日蓮が、一切經の中に壽量品をささずば天に日月の(なきが如く日月なければ闇黒なり)山河に珠の(なきが如く珠なければ價値なし)國に大王の(なきが如く大王なければ國亂る)人に魂のなからんが如く(或なければ死人なり)と仰られてあります、この壽量品は本佛の眞在、慈悲等を光顯し本佛の因行果徳を

妙法蓮華經

に裏み我等に與へ給ふ事を説き明してあります、この五字は本佛の魂であつて、この五字を受持せば互人間が救はれて本佛と同じ境涯になるのであります、即ち生死長夜の夢さめて限なき大覺佛陀となるのであ

ります、然してこの五字を受持つと云ふことは容易の事ではありませぬ、聖日蓮は『佛の魂の入り替らせ給はずば唱へ難き題目なり』と仰られてあります、本佛が我等人間にこの妙法を受持せしめんため第一の高弟たる

上行菩薩……再誕日蓮大聖人

を日本國にお遣しになつたのであります、聖日蓮のお言葉に『日蓮だに此國に生れずば世尊は大妄語の人』と申してあります、法華經には末法に上行菩薩出現して妙法を弘むる事、又その爲めに大難小難の迫害に遭つて、聖日蓮はその末末に符合し身讀法華の行者、との一言で如來の使であると云ふ事が一點の疑もありません、これにて三寶さまの事も略ぼ分りの事とおもへば、是より進んで精舎の必要、及び自分と三寶さまと如何なる關係あるかと云ふことをお断致します、前に申す通り精舎と云ふものは三寶さまを安置してあつて、お互人間が三寶さまに參詣して利益を蒙るた

めになくてならぬものであります、假令て申さば本佛は男の如く、我等は女の如く、本化の菩薩は媒酌人の如く、妙法は種子の如く、精舎は婚禮の儀式の場所であり、更に平易に申せば昔より婦人の事を氏なくして乗る玉の輿と申して、婦人の資格及運命は自分の嫁する夫の資格に依つて定まるのであります、いかに高貴の婦人でも、下賤の夫を持てば卑しくなり、又いかに卑賤の婦人でも、國王に歸れば高貴となり、その如くお互人間が信仰の對象となるものに依つて、向上し又は墮落するのであります、いかに高貴の人でも博學多才の人でも、本佛以外の神や佛に信仰を捧げても、結局生死の縛より脱がらぬ事がてきませぬから、下賤の夫を持つたと同じわけであり、無學文盲の人でも貧賤愚鈍の人でも、本佛を信仰すれば煩惱の薪絆を絶ち、實在常住の境涯になるのでありますから、國王に嫁するに同様であります、前きに南無とは歸命と譯し命を其ものに歸せる義と申しましたが昔

しから婦人が嫁に往く事を歸々と申す、之れは婦

人は元來家なし夫の家を以て家とする云ふ事から歸々と申のであります、苟の如くお互人間は、この娑婆世界は憂悲苦惱多く安閑として棲むべき家ではなく、一刻も早く本佛に歸つぎ本佛の種子を孕み(妙法蓮華經を受持する事)佛身を成する覺悟を持ねばなりません、我等は妙法蓮華經の佛種を本佛より受持つ時、此に始めて今まで凡夫なりと思ひし疑念の夢さめて本佛と同棲するの法悦を感じ、本佛の慈光我が心内を照らし、我信念本佛の慈海に流入し、感應道交互具圓融の妙益を得て、生死を出離の常住不滅の妙體を活現すべき因縁を結ぶのであります、此妙判に

心なき女人の身には佛住み給はず、法華經を持つ女人は澄める水の如し、釋迦佛の月宿らせ給ふ、譬へば女人の懐み始めたるには、吾身には覺えねども月漸く重なり日も屢過れば、初にはさかと疑ひ、後には一定と思ふ、心ある女人は男子をんなをも知る也、法華經の法門も亦かくの如し、南無妙法蓮華經と心に信じぬれば心を宿として釋迦佛懷まれ給ふ、始は

しらねども漸く月重なれば心の佛夢に見を悦ばし
き心漸く出来し候べし

以上の説明に依りて、充分に御了解の事と思ふが、尙念のため申して置ます、真女兩夫に見へずと云ふが如く、本佛より妙法を受持ちし上は、いかなる誘惑又は迫害ありとも、この信心を破らぬように心掛ねばなりません、感應主は本佛、教法王は妙法でありまして、これを教ゆるは本化の菩薩であります、故に本門常住の三寶に對して異想を生ぜずして、同時に南無し奉るが肝要であります、又三寶以外諸佛諸菩薩諸天神等も勧請してありますが、これはみな婚禮の儀式に列席する親戚朋友警護の人の如く、各任務があるのてあります、今左に祖判の勸信の文を朗讀して皆様に御信心を御勧め致します

暮行空の雲の色有明方の月の光までも、心をもよほす思也、事にふれありに付ても後世を心にかけて、花の春雲の朝も是を思ひ風さはさ村雲まよふ夕にも忘るゝ隙なかれ、出る息は入る息をまたず何なる時節

勤行布施

宗務總監 山根 日東

表題に掲げました勤行布施と申す四字は、正しくは「勤行布施、心無憍惜」と續いた一句でありまして、法華經退婆品の始にある、難有い御經文であります、諸君に判り易く訓讀にしますれば「布施を勤め行ふて心に憍惜む處毫もなし」と有て、乃往過去釋尊の未だ凡夫であらせられた時而も御身分は一國の主權者であつたが、何でも成佛したいと一生懸命に成佛を希ふて六波羅密と申す修行をなさつた、其六波羅密の随一たる布施の行を勤め行ふて、心に介爾も憍惜と云ふ考は無つた、身命も財産も乃至一切のものを、佛法の爲め人類の爲めに布施供養して、露いさゝかも悔ゆることの無つたと申す、真心のこもつた、熱情の満ちた、重き教訓を含んだ、尊い八字の御經文で御座ります、今此經文の一句「勤行布施」と云ふことを諸君に御紹介致さうと思ひますに就ては、まづ何よりも、布施と

ありてか毎自作是念の悲願を忘れ、何なる月日ありてか無一不成佛の御經を持たざらん、七難即滅七福即生と祈らんにも此御經第一也、現世安穩と見へたれば也、他國侵逼難自界叛逆難の御祈禱にも此妙典に過ぎたるはなし、今百由旬内無諸衰患と説かれたれば也、寂光の都ならずは何くも皆苦なるべし、本覺の栖を離れて何事か樂なるべき、願くは現世安穩後生善處の妙法を持つのみこそ、只今生の名聞後世の弄引なるべけれ、須らく心を一にして南無妙法蓮華經と我も唱へ他をも勤めんのみぞ今生人界の思出なるべき

末法今の世の番衆は上行無邊行等にておはします也、此等を能々明らめ信してこそ法の驗も佛菩薩の利生もあるべしとは見えなれ、譬へばよき火打と、よき石のかどと、よきほくそと此三寄り合ふて火を用ゆる也、祈も又斯の如し

云ふ二字の解釋からして掛らねばならぬ

布施と申すことは、在家の方々が寺院へ金錢が財物を納めることのみ思ふて居る人か多い様であります、それは一を知て未だ二を知らぬと申すもので、布施とは「ほどこし」と訓じまして、自己の立場を起點としてそれより上にも下にも融通ふのであります、則ち上に對つて佛法僧の三寶に供養を捧ぐる場合には、之を布施供養と申し、下に向つて慈善愛憐の行爲をなす場合には之を慈施とも施與とも申すのであります、それ何れも功德を積む行爲であるから、佛教では非常に此行爲を尊みまして、勳英なされて御座ります、佛陀世尊は、之に就て敬田、悲田と云ふことを仰せられた、それは自己の抱つた金錢財寶即ち布施物は、正しく功德を産む種子であつて、其種子がやがて目的の田地に植り付て、乾度立派な芽を發し果實を結ぶぞよ、之を上に向つてなす場合は恭敬供養の布施と申して、敬意を表し報謝の微意を表するのであるから、敬田と申すぞよ、又下に向つてなす場合には、氣の毒だ可憐

そらだと思ふ、慈悲同情の溢れて施すのであるから之を悲田と申すよとの御教示でありませす

面して此二種の布施の内、何れが優れ何れが劣るかと思すに、所施の田地即ち受ける方から云へば、無論悲田よりも敬田の方が数十倍数百倍優れて居るに相違ない、貧窮下賤のもの、餓殍狐獨のものに施す慈善行爲よりも、三寶供養の方が優れて居るに相違ない、即ち方々は瘠せた山畑同様の田地であつて、一方三寶様の方は極々上々飛切の最良田地であるから、同じ種子を下しても収獲の上に非常の相違あることは當然である、去りながら能施の心地と申して、其布施する人の心行の如何によりては、それが全然正反對になることもある、何となれば種子が「シイナ」即ち空虚子であつたならば、良田でも決して芽は發かぬと同じく、三寶に供養しても、世間縁を結ぶ名聞の所作而已で、其供養に恭敬の心、隨順の心約めて云へば信仰の至誠と云ふものが籠つて居なかつたならば、それは「シイナ」の種子で、功德の果實は決して得られぬ、妙樂大師の文

と云ふことには振り向いて見もしない、我利一點張の方も往々見受けるのでありますが、それはとんでもない量見違ひの方々に、人間と云ふものは自己の向上發展を希ふと同時に弱ひ者を扶けると云ふ同情の無くてならぬことは、今更申す迄もなく、唯自己さへ不自由なくは、他人の難儀は百年でも辛抱が出来る様に考へ未來は地獄に墮ちやうが餓鬼に生れやうが、此世さへ満足ならばと様に思へる人々ほど、あはれに淺猿しきものはないので、萬一そんな心得違ひの人を見たらば諸君は何處迄も正義人道を訓へ、佛陀大悲の教の光にそが無明の間を破つてあげて下さりたい

句記と申す書にも「供養とは機の成ずることを表す」とありまして、自己の精神状態に於て信仰恭敬の機根が成熟して、アー難有いアー忝けない何を以てかこの報謝の微志を表示せんと、所謂發しては萬衆の機と爲る底の供養でなくては、決して最上の功德は得られない、之に反して劣つた悲田の方でも、毫も隣家交際とか何とか云ふ懸直のない、眞實慈善の行爲に出たるものは、これは種子が完全であるから、結句相當の果實が得られる、開祖日什上人の御詠、

門に立ち物乞ふ人の聲さかば

とある、此詠歌の如き心地に住した人の慈善行爲は、乾度善良なる果實が得られ、世善即妙善と開會せらるゝこともある、ですから布施と云ふことに就ては、餘程注意を要すべき事であらうと思ひます

尤も此世智辛い世の中に他人の事どころか未來の事どころか、自分一人が其日々々の足掻がとれないては無いかと、途轍もない理窟を並べて、一向慈悲の供養のはれた、雖然慳貪の婦女決して布施する心はない、却て輕蔑的に御身の眼は非常に美しい、其兩眼とならば此牡丹餅ととり替へないものでもないと戲調つた、尊者は如何かして此婦を教化せんものとの慈悲心より、諸と兩眼を抜き取て盆の上に載せられた、處がどうして、今度は鉢鉢立ちに立てばと難題を持ちかけた、尊者鉢鉢立ちに立たれた、けれども布施しない、のみならず、たとひ御身が茲處に餓へて死すとも、施すことはならぬと罵つた、尊者倒れ死して身冷かになつた、婦は尊者の手足を撫て廻して、其冷却して血の氣なきに驚き、此は大變のこととしてのけた、此尊者は波斯匿王の最も歸依篤き御方、若も是が知れたら如何なる罪科に行はるゝやも知れずと、やつとの事餅一箇丈進ぜんと申上げた、尊者は忽焉として蘇生せられた、そこで婦は餅一箇布施せんものと手に取らんとしたが、這は不思議數十箇の餅は残らず一塊となつて、如何とも詮術がない、時に尊者は嚴然として婦に仰せらるゝ機、餅を食ふの故を以て來らず、吾子の慳貪邪見を矯

めん爲に來れるのみ、此餅は宜しく祇洎中の比丘衆に施せと、終に打ち連れ立ちて祇洎に至り、こゝに尊者は一座の説法あらせ給ひ、婦は中心より懺悔して法眼淨を得たり(趣意)

沙石集の七の卷に斯ふ云ふことが書てあります、往昔奈良の郡に唐土から渡つて來た齒抜の名人が有た、處が或る在方の慾心深き若者が齧齒に惱んで、此唐人の店前に來て療治を頼んだ、一本二貫文ならては抜ぬと云ふのを一貫に減けると押問答の末、どうしても減けぬと云ふに、然らば何も勘定だ二本三貫でと頼み、唐人もさらばと納得して、齧齒一本無事なる齒一本以上二本抜き取つた、痛まざる齒を吝嗇の心から割引の爲めにわざ／＼抜き取るとは、此等をも猿智恵とは云ふならん(趣意)

諸君、右二個の談話は昔の本にあつたのを抽僧の記題より喚起して書き綴つて見たのですが、斯様な事實が今の世には全く無いと云ひ得らるゝ程、世は清淨でありやしやうか、但しは又こんな風な愚にもつかぬ事が

福田友と稱くるとの御教示である、げにそれに違ひない、勤むべきは布施である、勵むべきは供養である、雖然前にも申す通り、上に對つてするのと下に對つてするのとは、其田地の性質に大變相違があるから、二種の内何れかと云へば、希くは上に對つて恭敬供養の誠意を捧げて欲ひのである、のみならず、世には名を慈善に藉りて吾人の同情を利用し、詐偽の行爲を取てする悪人の團体も尠くない、そんなものに若し誤つて財寶を施與するとしたならば、宛かも荆棘の中へ種子を下して、而も雨露の濕味も太陽の光線も皆目くれぬと同様、決して芽を發さ果實を結ぶべき筈のものでない

大に注意を拂ふべき事であらうと思ふ、それから又上に對つて恭敬供養の場合もそれと同じ事で、佛様だから何の佛様でもとは行かぬ、夢の様な浮草の様な根も葉もない頼りない、阿彌陀、藥師、大日、觀音その他もろ／＼の佛菩薩、そんなものに布施を施つのは全然泥濘へ黄金を遺棄るも同様、何の福分をも生み出さぬのみならず、却てその佛菩薩の本願に戻ると同時に、

今尚ほ人の子に形こそ違へ筋書こそ異なれ、百度千度繰りかへされつゝあるのてしやうか、抽僧はどうも、そんな馬鹿な事がと一笑に附し去る勇氣を持たないのてあります

フー諸君、布施と云ふことは最も大切な事であり、現在のお互人間に、貧窮下賤にして其日々々の生活にも難儀するものゝあるのは何の爲てしやう、過去世に慳吝にして布施の行を怠つた結果だと佛陀は仰せられ、富貴にして榮華の夢を見らるゝのは何の爲てしやう、過去世に精進して布施の行を勵んだ果報だと佛陀は教へられてある、下に對つての慈善行爲、これを佛陀は相對善の一部と仰せられ、上に對つての布施を佛陀は相對善の標示と勸禁せられて御座る、それからまた僧侶の身に纏ふ袈裟、あの袈裟は澤山の裂布を縫ひ合せて仕立てゝあるが、あれは一体何の爲めと尋ねて見ると、それは抑も田地の形相を表したもので、此田地に對つて布施の種子を抛つと、非常の福徳を其布施した人に得さすとの事で、袈裟又の名を

本佛釋尊を無みする大罪に陥るのであるから、これ亦大に詮議すべき事であらうと思ふ、それではどう云ふ佛様をたより、どう云ふ福田に對つて布施して宜しいかと云ふに、本門常住の三寶とて、日蓮聖祖が生命を賭けて弘通せられたる一闍浮提第一の御本尊に對つて一心清淨に恭敬供養の大善根を勵むべしとの事てあります
世には僧侶が腑甲斐ないとか、意氣地ないとか、役にたゝぬとか、無責任の言論を放つ檀家信徒は澤山ありますけれども、その僧侶をして腑甲斐あらしむべく、意氣地あらしむべく、役に立たしむべく、協心同力して保護を與へ鞭撻を加へ、どし／＼布施供養の財寶を買ひて、所謂衣食足つて禮儀起らしむべく、充分内願の憂なき迄に世話を焼きて、然して後にサーどうだ是でも御法の爲に奮勵せぬかと様に、外護の本分を全ふする檀信徒は見當らない、折角護法の志念横溢たる僧侶も、悲哉、債鬼には追はれる、眷屬にはやい／＼責められる、心にもなく涙を吞んで一生繰々として寺院

相續の俗事に、これ日も足らざる有様のものも夥くない、是れ亦心すべき宗門現在の状態であらうと思ふ寺院の基礎の堅からざる菩提所をもてる方々は、申合せて急ぎ其基礎を堅むべく相當の勞を取り、もし又基礎漸く成れるものは益々其基礎に根底あらしむべく幹旋し、かくて根底あり基礎ある寺院を多くあらしめ面して其任職をして安んじて専心布教に執掌せしむべく外護の自分を全ふして欲しひのである、これやがて恭敬供養の最上乘、勸行布施の經文を實踐したものと稱讃すべきであらうと思ふ

意味深遠なる經文の一句、ほんの一端を談した計りてまだ種々と申した事、書きたきことは、澤山ありますけれども、限りある紙面に此上はと惜しき筆を閉じます、どうか諸君信念修行に怠りなく、勸行布施の經文を色讀して鍛きたい、南無妙法蓮華經

寺院移轉の計畫と其經過

井村 日 成

左の一書は、今回開堂式を舉行せられたる本教寺の移轉計畫の額末を全寺住職より檀家一般へ報告せられたるものなるが、其理想は一般寺院の經營上參考となるべき点多ければ、左に掲載することなしぬ（編者附記）

兼て計畫致しましたる寺院の移轉も、今回彌々全部結了致しました故、本日を以て開堂の式典と改葬供養とを兼ねて舉行する事に致しました、私が不肖の身を以つて此の大事業を滞りなく成効することを得ましたるは、偏へに檀家諸氏の協力一致此の事業に同情せられました結果と存じます、茲に謹んで感謝致します

これから此移轉合寺に關する計畫の最初より、今日に至るまでの經過の概要を御断致します

移轉の計畫

此計畫を致します起因は、最近に起りましたのではありませぬ遠く先住山岡師の時代より企てられたのであります、それと申すは今回當地へ移轉致しました本堂は、本立寺十八世日觀上人の建立せられたものであ

りますが、建立後數年ならずして安政の大地震を蒙りまして、庫裡は崩壊しました、幸ひに本堂丈は無事ではありましたが、夫れが爲めに地盤に弛みを生じたるものか、漸次傾斜を生じまして明治廿七八年頃には著しく其度を増して、之が修繕を爲さるべからざる状態に立至りました、依つて其當時の住職山岡師は之が營繕を計らんとして、工事費の豫算を立てられましたが約三千圓を要する見込でありました、其當時よりしてソレ丈の營繕費を費して唯本堂を原形に復する次の成績を得るよりも、寧ろ其費額を以て郡部に移轉して根本的基礎の確立を計るが得策ならざるやとの問題は研究せられてありましたので、此が此回の移轉計畫の發端となつて居るのであります、處が山岡師は明治三十三年に至つて千葉縣へ轉住せられ、私が本立寺の住職と爲りました、私が本立寺の住職となりました當時の堂宇は随分破壊して居りました、本堂は著しく傾斜し、屋根は大棟下り棟共瓦なく、雨漏の箇所夥しく、庫裡も相應に破れて居りました故に、之が大修繕を爲

すべき必要に迫つて居りましたが、何分新任と申すものは萬事に都合のあしきもので、到底根本的の大修繕を計畫することを許しませぬ、故に根本的の計畫は見合せ、兎に角雨漏の箇所及び最も甚しき破壊の場所を繕ひ一時を凌ぐ事とし、寄附を乞ふて一時の應急修理を致しましたが、大營繕の必要は月一月と經るに隨つて迫つて参るのであります、そうこうする内に日露の戰役に際しまして何等の計畫も致す事の出来ぬ場合に陥りました

其當時私の考へましたのは、寺院が其堂宇の營繕を爲すに際し、何時も寄附金を仰いで其堂宇の維持を計つて居るが、此の方法は果して完全なる維持方法であるか、時代に適當したる營繕の方法であるかドリーかと云ふことは一考せねばならぬ問題であらうと考へました、堂宇は年々歳々腐朽の箇所を生じ數々之が修繕を必要とする、即ち無限に修繕を要する、然らば檀家の諸氏は此無限の要求に應じて寄附を爲すに堪へ得らるゝことであるか、到底此無限の要求には應じ切れな

と思ふ、又國勢の發展時代の進運は一般國民の負擔が彌が上に重くなり、生計の程度亦著しく昂進して生活難を訴ふるの聲喧しき秋に當つて、寺院營繕の爲めに若干を費すと云ふことは一般の人の爲し能はざる處であると思ふ、果して然らば此に代るべき適當なる方法を劃策せざるべからざる必要があると考へました、又一面には本立寺の經常收入の程度を見ますときは此又大に思慮を費さなければならぬ状態であり、其經常收入は漸く住職一人の生計を爲し得る丈であつて、徒弟の一人も教養することは困難である、若し寺院として徒弟即ち後繼者を教養することが出来ぬとしたならば、若し自分の死んだ後は誰が後を繼ぐのであるか、誰が此寺院と此教法を護持し行くのであるか、當然此の教法此の寺院は滅亡するの外はあるまいと思ふ、して見ると我本立寺は果して一箇獨立の寺院の資格があるか、と云ふ疑問が起らざるを得ないのであります、

私と思ひまするのは、一箇獨立の資格ある寺院と申

示に依りますと其移轉の方法の取り方如何に依つては相當の基礎を作り得ると云ふことは明瞭であります、依つて私は其移轉の方法等に就て充分研究を致しました、

た、其時の私の研究の結果は但墓地丈の移轉は寺院の將來に不得策なる事、移轉するならば寺院と墓地とを同所に移すべし事、寺院と墓地と共に移轉して其跡地の無代交付を受けることを得ば根本的基礎を確立することを得ると云ふことになりました、此が今回の移轉を爲した起因であります、それから私は直に此が實行方法の研究に歩を進めました處が其當時の規則では此寺院と墓地と共に移轉すると云ふことが出来ません、その譯は元本立寺の境内は官有地であるので、若し他に移轉するとせば境内地は一旦返納せねばならぬ、一旦返納した以上之が拂下を受くることが出来ない、其當時の規則では官有地は面積で五十坪以上價格で二百圓以上のものは競賣に附することとて、其制限以下のものでなければ、縁故拂下と云ふことは出来な

しまするには(一)古來より傳へられたる堂塔を破壊せぬ様に維持して行く事が出来て(二)檀家や信徒を教化して行く資力を有し(三)將來永遠に此寺院と教法とを持続して行くが爲めに徒弟を教養する事が出来れば、一軒の寺院と云ふことは出来ぬと思ふ、此意味から申しますと我本立寺は但其當時の住職の生活して行くと云ふ丈で、前申した三の事何事も爲し得ぬのである堂塔の維持には一々寄附を仰ねばならぬ、檀信徒を教化するには資力がない、弟子を教養する丈の收入がないと云ふ有様では、到底立派な資格ある一寺院であるとは申されません、して見れば何とか方法を立て、一箇寺たる丈の資格を備ふる様せねばならぬ必要があるものであります、一面には堂宇の營繕を爲さねばならぬ必要あると同時に、一面には根本的に其基礎を確立せねばならぬ必要が迫つて居るのであります、ところが丁度其當時東京市が告示を出しまして、市内寺院境内の墓地を五ヶ年以内に郡部に移轉すれば跡地は無代で拂下げると云ふことを各寺院に達しました、此告

即ち本立寺の境内は此制限外である、して見れば之が拂下を受くる見込が無い、とうなると墓地丈の拂下を受けて、堂宇、墓石全部の移轉費及移轉地の購入等を始末せねばならぬのであります、そして基礎の確立は扱て措て、移轉費さへも支辨する事が出来ぬと云ふ次第でありますから、此は到底實行することが出来ぬ、此官有地拂下の方法が出来るまでは此計畫は實行する事が不可能と決定しまして此計畫は一旦中止するの止むなきに立至りました、斯様な計畫を致して種々研究して居りましたのが、日露戰役後丁度明治卅八年の下半年より卅九年の上半期に掛けての間でありました、此迄は今回の移轉の計畫期と申してよからうと思ひます

こう云ふ次第で一旦中止するの外なきに至りましたが時なるかな、卅九年の八月に至りまして勅令第二百廿號を以て合併社寺の跡地無代讓與の事が發布に成りました、此勅令の趣旨に依りますと、何れか他の寺院と合併さへすれば、元の境内官有地は無代で貰へると云

ふことになりましたので、茲に始めて前申上げました
移轉の實行に着手し得る様に相成りまして、早速其實
行に取掛る腹案を定めました、今回の計畫の起因は前
々よりあるものでありますが、實行の出来る時機に達し
たるは此時からであります、故に此勅令發布以後を前
の計畫期に對して實行期と申すが適當だらうと思ひま
す、

移轉の實行

彌々移轉と決心致しましたが、扱て之を實行するに就
ては如何なる方法を取るやと云ふことか又中々困難の
問題でありましたが兎に角移轉と云ふ以上は移轉地を
見出すのが最先の事と存じまして、各方面に移轉地を
捜しましたが、自分の望む方面には地面がない、若し
有つたにしても地價が非常に高い、價格が廉いと思ふ
と湿地であると云ふ様な譯で、適當のものが中々見當
らぬのでありました、其中に三河島近傍に手頃のもの
があるとの事で實地見分を致しました處が、一寸小高
い處であまり狭くもなく、價格も廉く、比較的適當の

場所と思ふたのでありましたが、之が果して墓地とし
て許可されるか如何か分らない、折角買収しても墓地
の許可を受くることが出来ねば却つて困難をせねばな
らぬと思ひましたから、直に東京府廳及警視廳に出頭
して現場の模様を陳述して其意見を求めし處、府當局
者の意向は小墓地の新設は概く許可せざるの方針らし
く、三四百坪の小墓地では許可覺束なしとの事にてあ
りし故、單獨の移轉にては成効六ヶ敷と思ひ、更に他
の方法を取るに至りました、其方法とは目下我宗にて
市内に存在する寺院は二十四ヶ寺ありますが、何れも
當寺と同様の事情の下にあるので、早晚何等か方法を
立つる必要に迫つて居るのでありますから、此等多數
の寺院の合同を企てたならば互に便利なる事と思ひ
まして二回程相談會を致しましたが、各寺に夫々又事
情がありまして合同の相談は纏りませんでした
が、其際出席致された住職中に今の本教寺即ち元の本
樂寺の住職が居られました、自分の寺と合同すること
は何であるかと申されました、それから段々談が進ん

て遂に今日の結果を見る様に相成りましたのでありま
す、斯う云ふ事柄の爲めに三十九年は暮れて仕舞まし
た、

翌四拾年は、彌々大體の方針が定まりましたから、直
に其方案を具して檀家總代人會議を開きて之を協議す
る事に致しました、依つて一月廿日に議案の配布を爲
し、全月廿七日日本立寺に於て會議を開きて、翌移轉實
行の事に決定せられ、檀家の總會を開きて之を確定す
るとの事に決議せられました依つて其決議に基づきて直
ちに總會開會の準備に着手し、全年二月一日を以て前
記の議案と決議書を添へて總會の通知を全檀家へ配布
しました、

全月十七日午後二時日本立寺に於て檀家總會開會、全日
出席人員(書面にて賛意を申出でたるものをも含ひ)
總計百拾壹名でありまして、種々相談の結果、移轉を
可とするもの八十八名、移轉を否とするもの二名、雜
司ヶ谷にては尙危険なりと思考するを以つて他に安全
なる地を撰定すべしと主張するもの五名、賛否を明言

せざるもの十六名にて、全然移轉に反對するものは二
名に過ぎませんでしたから、彌々移轉斷行と云
ふことに確定致しました、
そこで一面には合併寺たる本樂寺との合併協定の進行
を謀り、一面には墓地の検査願出の必要と改葬願出と
の必要に依りまして墓地内墓石に記載せられたる法號
及死亡年月の謄寫に取掛りました、此謄寫に三月中旬
まで費しました、合併協約は三月五日附にて調印せら
れました、
四月の初旬になりまして墓地改葬規定及び移轉先墓地
使用規定とを定めまして、承諾書と改葬願との調印を
求めました、
然る處が移轉先の墓地があまり廣くないので之も擴張
する必要を認めましたから、該移轉地の地續きて求め
たいと思ふて居りました處へ丁度該墓地續きの畑地百
七十坪を賣り度しと言ふ人がありました故、相談の上
之を買取りまして、墓地新設の出願を致すことに決定
しました、

墓壇の新設願書を差出したのが、四十年の五月廿四日で、其の後六、七、八、九の四ヶ月は殆んど墓地の認可を受ける爲めに奔走致しまして、九月の末に至つて、漸く認可せらるゝ模様を見る様になりました、又承諾書と改葬願も大略纏りましたので、そこで十月七八の兩日を以つて移轉地の地割を行ひまして、各檀家の使用地を決定致しました、越へて全月十八日に至りまして全月十日附の墓地新設認可指令書を受取りました、

丁度其時幸ひに、移轉跡地を買ひ度いと云ふ人がありまして價格等に就て交渉の結果、移轉跡地壹坪貳拾貳圓の割合にて賣買する事、買受人は豫約金として金參千圓を賣買人に渡す事、明治四十一年三月卅一日迄に契約を履行する事萬一其期限に於て法律の結果として契約不履行の時は豫約金に相當の利子を附して返附する事等の條件で賣買豫約を致す事に定まりまして、此豫約金を以て墓地の移轉を爲す事が出来ましたし、曩に借入れた金員も返済致しまして事業の進行上に多大

たので、此が爲めに携下手續が非常に遅延致しました此より先き墓地移轉も畧結了の見込がつきました故四十年十月十五日附にて本立寺と本築寺との合寺願を差出しました、此は決定が存外迅速で全年全月卅一日附にて認可の指令がありました、そこで直に合併の手續を進行しまして、十一月十五日を以て寺號を改稱し交付物件の引繼を了し、全月二日附にて全部引繼濟寺號改稱の願書を差出すと同時に元寺院境内跡地無代讓與の願書を差出しました、此も思ひしよりも早く決定致しまして全年十二月廿三日附にて無代讓與の指令を與へられました境内地の方は一段落つきました、昨年の十一月十五日は寺號改稱の日でありまして、本年の今月今日に開堂の式典を挙げたるは不思議の現象と思はれます、

全年十二月十五日日本宗管長より住職交迭の任命に接しまして、本築寺住職田久保日雄氏は九州地方へ轉住し自分か本教寺の住職と相成りました故、直に引移りまして兩寺の寺務を一掃に見る事に相成りました

の便宜を得ましたのは佛天の御計ひにもやと存じまして大に感謝致して居ります、

右の次第にて萬事都合に運びました故、早速墓地の移轉に着手する事に致しまして十月廿四日より晴天卅五日と云ふ豫定にて取掛りました、處がお天氣都合も大に宜敷、雨天の日は至つて少なく、ドシ／＼抄取りまして、十一月卅日には殆んど全部を終りました、雨天の日を共にして前豫定の日數に終りました次第でありました、引續いて元慶印寺内の墓地にある分も改葬を致しまして、全月十六日附にて改葬済に付無代下付願と云ふを差出しました、處が茲に困難致したのは、此無代下付願を差出します時には、所轄警察署の證明を添付せねばならぬのでありますが、所轄警察署たる淺草七軒町分署は改葬の證明書を呉れない、幾ら請求しても頑として應じない、爲めに餘儀なく添付せずと差出しえしたのが、市では是非要するとのことで、此事件で非常に時日を費しまして、種々交渉の結果四十二年二月に至りまして警察より證明書を差出す事になつ

曩に改葬致しまして移轉しました墓石は組立に存外手間取りまして、漸く十二月末全部竣工致しましたけれども、漆喰は寒氣の爲め凍る恐れあるを以て、翌年暖氣に向つて爲ることゝ致しました、

明治四十一年二月十三日附にて堂宇改築の請願を府知事に差出し、三月四日附の指令を下付せられ、全月廿日より工事着手の旨届出ました、元本立寺の本堂及庫裡は三月廿日より取崩に着手し引續き建築工事を爲し五月七日本堂上棟式を舉行致しました、

七月二日に至りまして六月廿九日附の墓地跡地拂下の指令に接しました故、直に登録税貳百五拾六圓餘を納付致しまして登記の請求を爲し全月十六日を以て登記済証を受取りました、

彌々境内地墓地双方共拂下を受けました故七月三日附にて土地賣却の認可を出願致しまして、全月十八日附の認可指令書を全月廿四日に受取りました、依つて直に買受主へ譲渡の登記を爲す運を致しましたが、元境内地の方が、曩に認可の指令を受けし儘にて、未だ所

有權移轉の登記を経て居らざる爲めに買主に買渡の登記を爲すことが出来ませんでした故、元墓地の方丈の買渡登記を七月三十日に済ませまして代金を受取りました、此金にて借入金全部を返却致しました、境内地の方は登録税參百卅八圓餘を納付致しまして、八月六日登録を受けまして、九月八日に買主へ譲渡の登記を済ませ代金全部を受領しまして、土地賣却登記済の旨東京府へ届出ました、

建築工事の方は引續き進歩致しまして九月初旬には殆んど落成しました故、九月二十日を以て全部竣工の旨東京府へ届出ました、

九月より十月に掛けて、佛壇廻りの塗替、襖の張り替等に費し、開堂供養の準備を致して居りました、右にて略々今回の移轉事業の経過を申述べました積りであり、此事業の経済上の関係は収入總額壹萬四千七百八拾五圓七拾一錢、支出總額壹萬八拾八圓九十九錢、差引殘額四千六百九拾六圓七十二錢でありまして、此殘金四千六百九拾餘圓は祠堂金百九拾圓と參圓

二拾八錢の一時繰替金とを加へて額面六千圓の公債證書を求めました、此六千圓の公債は將來此寺院の基本財産となるのであります、此公債は日本銀行に甲種登録を致しまして將來に滅失することなき様に致して保存して居ります、
斯くて兩寺合併の結果當寺の現狀は左の通りの結果に相成りました、

- 一 境内地
 - 官有地 六百九十三坪五合
 - 一堂 宇 總建坪百九十坪七合五勺
 - 本堂 四十二坪二合五勺
 - 客殿 三十一坪五合
 - 庫裡 三十八坪五合
 - 門番 七坪五合
- 一 墓地
 - 村有墓地 合計四百九十六坪
 - 寺有墓地 家 (有縁者)
 - 一 墳 三百六十三戸
 - 一 境外所有地
 - 畑 二反四畝十步
 - 田 一反四畝廿四步
 - 一 基本金

甲い號五分利公債證書額面六千圓也
右の現狀でありまして此等の所有地、基本金の収入及び檀施等に依つて略ぼ前々申上げた一寺院たる丈の資格は持つて行けること、信じます、移轉の経過は斯様を譯て存外時を費しまして、實行期に入りましてから今回の開堂式舉行に至るまでは實に二十六箇月の長月日を費しました、
参考として今回の事業に就いて官公署宗廳等に提出したる書類の題目丈を御報告致します

- 墓地新設ニ關スル分
 - 所有權移轉登記申請書 四十年五月十四日 東京區裁判所板橋出張所宛
 - 墓地新設認許願 全年全月廿四日 東京府知事
 - 地圖、近隣地主及家主ノ承諾書七通、管長副書添付
- 全上出願ニ付副書願 全年全月廿二日 顯本法華宗管長

- 全上出願ニ付奥書進達願 全年全月廿四日高田村長
- 墓地ノ移轉及拂下ニ關スル分
 - 改葬ニ付墓地檢査願 全年七月十二日 東京市長
 - 墓地内墓碑法名寫添付
 - 改葬認許願 全年十月廿二日ヨリ全十二月十日迄 淺草七軒町警察分署長

- 檀家各戸ヨリ出願分
 - 改葬認許願 全年十二月七八日 淺草合羽橋警察分署長
 - 新谷町墓地墓主ヨリ出願分
 - 墓地改葬濟ニ付無代下付願 全年十二月十六日 東京市長
 - 改葬濟證明書管長副書添付
 - 全上出願ニ付副書願 全年全月十四日 顯本法華宗管長
 - 墓地改葬濟證明願 四十一年二月九日 淺草七軒町警察分署長
 - 登記請求書 全年七月二日 東京市長
 - 合寺并寺號改稱ニ關スル分
 - 合寺并寺號改稱願 四十年十月十五日 東京府知事
 - 交付物件目錄、管長副書添付
 - 全上出願ニ付副書願 全年全月十三日 顯本法華宗管長
 - 全上出願ニ付奥書願 全年全月十六日 淺草區長
 - 全上出願ニ付奥書進達願 全年全月十八日 高田村長
 - 寺院合併并寺號改稱届 全年十一月廿二日 東京府知事
 - 合寺ニ付所有權移轉登記申請 四十一年二月廿六日 東京區裁判所板橋出張所
 - 境内地下ニ關スル分

元寺院境内跡地無代讓與願 四十年十一月廿二日
管長副書添付 東京府知事
全上出願ニ付副書願 全年全月二十日

有租地成地價査定願 四十一年三月十日
實測圖添付 願本法華宗管長

地目變換 坪數變更願 全年七月卅一日 東京府知事
登記請求書 全年全月全日 全 上

所有地賣却ニ關スル分
寺院明細帳中登載願 全年七月三日 東京府知事
拂下指令書寫、査定書寫、管長副書添付

全上出願ニ付副書願 全年七月一日 願本法華宗管長
所有地賣却認許願 全年七月三日 東京府知事
管長副書添付

全上出願ニ付副書願 全年七月一日 願本法華宗管長
借入金使途ニ付答申書 全年七月十六日 東京府知事
所有權移轉登記申請(元墓地) 全年七月卅日

所有權移轉登記申請(元境内地) 全年九月八日 全上
土地賣却登記申請 全年十月二十日 東京府知事
堂宇改築ニ關スル分

堂宇改築願 全年二月十三日 東京府知事
本堂庫裡改築設計書、全設計圖、收支豫算、管長
副書添付

開始することが出来様と思ふのであります、此中で徒
弟の教育と布教とは此教法の生命を維持する最も大切
なることでありますから最も力を盡さねば相成らぬこ
とと存じます今度寺の名前を本教寺と申しますのも、
教育と布教とを盛んにすると云ふ理想から名付けまし
たのでありますから、此名に添ふ様其實際を運びたい
と思ひます、此書の始に出しました誓願文を御讀み下
されませすれば、其意味は御了解なされること、存じます
此方針は今日計りてなく、將來永く此方針に基いて當
寺の寺務を取りて行く様定めて置きました故、私の後
に續いて住職する人は此方針を守つて行く様致して行
きたいものであります、將來此寺の爲めに教育を受け
たる人が續々出まして、實地に活動する様爲りました
ならば、其時には此寺の光輝が全世界に輝くのであり
ます、又そうなりますれば立派なる教育ある人が此寺
に住職する様相成りまして、益々此寺は立派なるもの
となりまして、懇請してある本尊は一閻浮提第一の大本
尊であり、此本尊を勸請する寺院は基礎の堅固な立派

全上出願ニ付副書願 全年二月十日 願本法華宗管長
建築着手願 全年三月廿日 東京府知事
建築落成願 全年十月廿日 全 上

公債買入ニ關スル分
公債買入認許願 全年七月三日 東京府知事
全上出願ニ付副書願 全年七月一日 願本法華宗管長

公債買入願 全年十月二十日 東京府知事
什器寄附ニ關スル分
什器寄附認許願 全年七月三日 東京府知事
管長副書添付

全上出願ニ付副書願 全年七月一日 願本法華宗管長
寄附物受領願 全年十月廿日 高田村長

斯の如き多數の願届てありまして、府知事へ差出す分
の如き五通若くは六通宛を要しました

次に、これから將來の方針を一寸御断致して置かふと
思ひますが、前申しました通り今回の合併移轉の目的
が一箇寺たる丈の活動の出来る寺院を拵へたいと云ふ
のでありますから、今度其基礎が立ちまして、經常收入
の鞏固たるものを得ましたに就いては、今日迄の如く
唯住職が生計を爲す計りてなく、徒弟も教養し、布教
もなし、堂宇も檀家の御厄介にならないで、何うにか

な寺院であり、それを維持する人は、教育ある道徳堅
固の人でありましたならば、茲に始めて完全無缺の立
派な大寺院と言ふことが出来るのであります、御本尊
と堂宇とは唯今でもありますが、此を維持する立派な
人はこれから教育して行かねばならぬのであります、
當本教寺の將來はそう云ふ立派なる寺院になることが
出来るのでありますから、檀家諸氏も其御積りてどう
か此上とも御協力あらんことを偏に希冀致します、

三丹州傳道續報

三丹州不毛磯崎の地に宗教革新の大旗を翻へして佛陀の慧光を輝か
さんと邁進せらる、丹波統部部の了圓寺主文學士國友日敏僧部の活
動は、前同にその序分を紹介せしが、爾來日敏師傳道の状況は京
阪の七新聞に時々報道せられて社會の注目する所となれり、是れ實
に現代の宗教界に於ける盛事なりと謂ふべし。従て師に請ふてその
隨行員の手に成れる傳道の續報を得、茲に録載することと爲し、

(編者附記)

九月廿四日は、何鹿郡上杉村にて開演せり
廿五日は、全部綾部町了圓寺に、願本婦人會秋季大會
開催、會員總代の開會の辭、國友日敏師の告辭、來賓
野口僧正の講話あり

日斌師は「過去の婦人會を回顧して、同會が了圓寺に於ける雜亂勸誘撤廢、信仰革正の聖業に際して、一般權信徒に先んじて改革の急先鋒となり又中堅となりしを叙して、如此婦人會の活動は、他地方に類を見ざる所なりと讃歎し、更に他宗侵略の法戦を開くや、又婦人會が全力を擧げてその中堅急先鋒となりしを得揚し及び連日連夜の法話會に益すその信仰の度を増進して常に聽衆堂に滿つるの盛況を歎喜し、茲に佛恩の報謝と信仰の倍增とを會員一同に勧め、轉じて同會の將來を理想して云く、了圓寺を中心として今や三丹州全部を振蕩すべく信仰革正、宗旨振興、及三丹法華開創弘教の一大法戦は開かれたり、此の際此の時過去に於て改革及び折伏の急先鋒中堅たりし顯本婦人會は、更に一層の勇氣と熱誠とを以てこの一大聖業の外護者とならざるべからず、同時に内益す信仰の清新と増進とを計りて防守の中堅となれ、これ今後同會の理想なり天職なり」と告げて拍手の内に壇を下らる

次で野口僧正は「如來壽量品」なる題下に「壽量の佛は父に譬へられ、父は嚴格の習なれば、謗法等の迷信をいたく嚴戒せられ居れば、本門壽量の本尊を信仰するものは、此の謗法迷信を大に改め、他に向ても謗法

迷信を警醒せざるべらざる」旨を續々述べられ各講話了て餘興あり、合唱、合奏、舞曲等、清淨なる信仰の會合に好適せる天人舞樂の趣あり、かくて高遠なる理想と深刻なる印象と、及び清新なる歡樂とを以て閉會

同夜同會主催の下に講話會を開く

清新なる信仰

日斌師

信仰と客旅

日主師

講話終るや、更に希望者に向一回の法話を試みんかを計る、會衆一同無上の歡喜を以て欲聞具足道と、日主師の下に押寄たり、常說法を以てその職分とせる如來使日主師も、流石に聽衆の熱誠に驚駭の色あり、暫ち席を改めて更に日斌師、日主師より深更二時を告ぐる迄互に交替して十數回の講話あり、一同法悦に滿ちつ、歸途につさぬ

廿六日 綾部町布教大會 聽衆滿堂

日 連

國友文學士

國家と宗教

野口 僧正

國友師は、僧侶として説くが故に自讃とか過激との批評を試むるならん、仍て假に俗服を著して國民として信徒として説かんとて、上人の生涯を發願、研學、開

宗、法難、自覺の五段に分ちて、上人の大理想と及び献身的大慈悲とを叙述せられ

又野口師は「國家萬年の大計には、真正なる宗教の必要あること、法然、道元等の禪念の祖師等が、國家に不忠實なりしこと、殊に道元禪師が我國最暗黒の時代即ち北條氏が逆注を以て三上皇二王子を遠島に奉遷の時、越前の谷底に隠れて國家を餘處にせしは餘りに無情なり、興國の日本人民たるものは是等の人を祖師として崇むるとの果して心に忍びざる所なきか」云々と滿面朱を灑きて述べられぬ

廿七日 大島村布教會 綾部講中、殊に婦人會員十數名、宗旗二旗を翻して隨行す、新月に浴しての田舎道轉た慶長時代の弘教を忍ばしむ

日本の天職と宗教問題

國友文學士

信後の人間(其一)

野口 僧正

信仰革正とは何ぞ

國友權僧都

信後の人間(其二)

野口 僧正

國友師は、初め國民として、次に僧侶として講話あり過去現在の日本を叙して哲學文學政治經濟の上より我國の天職を論じ、各國の例を引きよて宗教と國家と密接の關係あるを説き、更に宗教問題の緊要に及び、造て

我國現下の宗教状態に入て、國民としては必ずこの現状に向て憂愁の思なかるべからずとて、更に講を更めて「信仰革正」の題下に、過去日本に於ける各宗教の歴史を叙し來て、終に承久の乱を引き當時陪臣北條氏が三上皇を遠流し奉りし恥づく悲むべく憤慨すべき日本の暗國時代に、或は越前の山中に籠りし道元、或は黒谷の庵室に念佛に餘念なかりし法然等は斯の國家の大事に知らぬ顔せし世捨人たりし、彼等の主張とその末流は眞佛教にはあらずして、亡國の邪教なりと論斷し、轉じて其當時學者も宗教家も政治家も悉く北條氏の權威に屈して關東方なりき、聖日連曰く、當世悉く關東に歸して人皆東風を貴ぶ云々、と此際唯一人宗教家中より立つて「北條倒すべし、皇室尊ぶべし」と唱道せられたる、明治維新に先だつ六百年前の勤王家聖日連は、最も崇敬すべく、その所立の宗教こそ、實に新興國日本に適合せる國家的宗教なれと結びて降壇、聽衆感涙を催しぬ

次に野口僧正は「信後の人間」と題して、人は活ける信仰を得ざるべからず、而して信後の覺悟、信後の實業、信後の政治、信後の學問、信後の生活等に就て段を別ち、日本武士道を引き大に振ひたり

會を閉ぢて隨行者大槻宗治の謠曲、一同の踊あり、萬歳を三唱して露を踏んで歸途に付く、了圓寺に歸りて尙夜三時迄散ぜず、感化の大以て思ふべし

廿八日 丹後國加佐郡有地村布教會

此日一行六名(自轉車隊先發、婦人會後發)福知山より舟を裝ひ、竹を切て宗旗二旗を翻へし、由良川を下る途中常樂院等の當代の弘教を偲んで法談少時も斷へず信仰と風流とを兼ねし舟行なりき、途に河守町を過ぐ先發の自轉車隊呼て舟を待つ、告げて曰く、會場有地村平野家に差支あり、願くは當町に上陸されたと、されど宗旗に對し途中に止るは忍びざる所、仍て兎も角も平野家に到りて回向せんとて舟を進む、已にして有地村に着、上陸して直ちに平野家に入り讀經回向して少憩、夫より全家の好意にて河守町に到り旅舎に投ず、平野家の家僕態々出張して款待せられたり

河守町臨時布教會

か、ればその夜は勢ひ空しく過すの外なしされど一行は激忙中を差繰りて布教の爲めにとて來れるものを、如何て空しくこの一夜を過すべき、若かず河守町にて臨時の布教會を催さんにはと、自轉車隊は駈せて會場を求むべく先發しぬ、本隊の着せしは已に日没後なり、而して奔走せし會場借入

の交渉は悉く纏まらずといふ、さらてだに不知案内の地に入り日暮れて後に會場だになさ始末、布教會は果して開催し得らるべきか

盤根錯節に遇ひ利器を知る、血あり熱あり加ふるに聖日蓮の精神を傳ふ、何ぞかゝる小事に屈して此儘止むべき、國友師は起てり、自から馬を進めて一致派妙雲寺に乗込まれヤツと承諾を得たる時は已に正七時、直に筆を呵し一行諸肌ぬぎにて廣告を認め三十分にして二百五十枚の散らし紙は町の隅々迄配布せられ、七時四十分といふに一切の準備完く成る、嘻、迅速なることよ、一同自ら感歎せり、時に來客あり、綾部青年會員坂本忠治君なり、今宵の演説に洩れ遺憾遣る方なく夜六時より遽に自轉車を飛ばして、已に有地村に駈付け、今や轉じて一行に追尾せりといふ、その信仰その熱誠、一行を感奮せしめて更らに百倍の勇氣を加へしめたり

午後八時開會、手記の散らし廣告に何事の大事かと寺に駈付くるもの續々たり、折悪しく雨天なりしも聽衆滿堂、意外の盛況感喜餘れり

日本の天職と宗教問題

國友的宗教

國友文學士
野口 僧正

顯本法華宗 宗務廳錄事

告知

一、 合寺ノ件
第二教區 千葉縣千葉郡生實濱野村顯性院、堯圓坊、大乘坊、智傳坊ノ四ヶ院坊ヲ合併シ、長源院ト改稱
右明治四十一年十月十四日附ヲ以テ合寺改稱ノ認可ヲ得タリ

二、 寺院ノ級ノ件

第二教區 長源院 九等乙ニ編入
全 教區 本泰寺 三等甲ニ昇等
第三教區 本傳寺 三等甲ニ昇等
第六教區 長福寺 十一等甲ニ昇等
第八教區 妙德寺 一等乙ニ昇等
全 教區 本松寺 一等乙ニ昇等
第十三教區 常德寺 三等乙ニ昇等
右ハ合寺又ハ寺産増殖ノ結果、寺院等級變更セラレタリ

明治四十一年十一月

顯本法華宗宗務廳

異動報告

改名慶徳(九、一一許可) 白井日慶徒弟小阪井勝次郎
全 晴一(九、一四許可) 猪野貞立徒弟 安田 幹平

國友師は、今宵も又俗服なり、僧の印にとて袈裟と法衣は横に飾られぬ、演説の梗概は大島村のと小異、唯熱誠は更に加はり、辨論風發、言々是れ血、句々悉く涙なりき、聽衆の感動以て察すべし

野口僧正は曰く、總て宗教は、多くは平等主義、厭世主義なり、獨り聖日蓮の唱導せられたる法華宗は、國家的にして而かも世界統一の宗教なり、今や我國は世界の一等國に列し與國の日本なるにも拘はらず、迷信愚信等に陥りて少しも眞實の宗教が國家萬年の基礎たることを知らず、若し此儘に押行かば露探的人物のみ増加して終に亡國の悲運に到らん、此際此時日本國民たるもの國家國民の根本教たる宗教に注意せざるべからずと論じ、更に世界を統一すべき日本國民としては、宗教的政治家、宗教的教育家、宗教的實業家等を造らざるべからずと論斷し、聽衆或耳聾心の間に降壇會終て更に翌夜もと懇請さる、されど豫定期日のある儘に一月の後を約し、又山間を但馬地方への案内を受けつゝ、意外の効果を收めて歸着しぬ(隨行員報)

死亡(九、二七) 權大學統 吉田 日増
 全(一〇、一一) 十四區蓮成寺住僧正 清瀬 貞雄
 轉任七區本淨寺住 二區威應寺住 小澤 盛重
 任二區威應寺住 權中學統 高橋 應山
 轉任三區妙教寺住 三區本成寺住 門倉 玄要
 解右妙教寺兼住 三區 渡邊 乾航
 兼任三區本成寺住 一區 今成 乾隨
 任十五區本運寺住 權大學統 山名 木信
 願免右本運寺住 十五區 梶木 日種
 允許本宗僧員 池澤暉玄徒弟 花澤仁三郎
 全 (以上十一、六) 赤羽日揮徒弟 松島留五郎
 轉任一區本經寺住 一區 妙顯寺住 大根田瑞海
 轉任一區 妙顯寺住 一區本經寺住 芝沼 瑞良
 任十四區蓮成寺住 權僧都二等功勞 梶木 日種
 特許緋金紋袈裟着用 大學統 佐野 日愷
 下 特許紫金紋袈裟着用 權學士 川崎 英照
 賞狀下附 一區善慶寺住 石渡 英哉
 全 一區善慶寺檀家總代人 間宮石五郎外二名
 全 (以上十一、十四) 八區本漸寺住 森川 寛行

雜報

●茗谷學園の研究會 全園にては去る十月廿五日午前九時例會を開催せり、當日日本多講師は、行法篇ノ道義の章に入り「總要」「報恩」「慈悲」の三節に涉 講演あ

導師の下に大本尊に向て奉告式法會を嚴修し、夫より棟梁森岡繁次郎の祝文、伊藤光政、宇野寅吉の清め飽、副棟梁海老本龜吉の綱引あり、梁棟は餅撒を行ひ、次に任職大橋權僧都の式辞、總代百々正利氏の演説、其他二三の祝文あり、式終りて午後二時より祝宴を催し百三十餘名の會衆數を盡し頗る盛況にて目出度散會せり
 縣下吳教會所にては毎月二回例會法話を催はし來りたるが、今回全地遊廓事務所に藝娼妓の教育學校を設置し、その修身法話を毎月八回右教會所担任溝口會旭師に依頼し來り、去る九月十五日その開校式を挙げ、當日溝口師出席し法話を試み頗る盛會なりき
 ●景岳先生五十年祭 勤王家橋本左内景岳先生の第五十年祭を其墳墓の地福井市相生町本宗善慶寺に於て去る十月七日執行せらる、當日は全市本宗妙經寺前任内藤日郎師大導師として莊重なる大法要を嚴修せられたり、今全市「北日本」の記事を披萃して左に掲げん
 ●景岳先生五十年祭

橋本景岳先生の五十年忌祭典は豫定の如く昨日午前十時橋本善慶寺側なる先生の墓前に於ていと莊重に營されたり、式は先づ橋本子爵家主催の方より始まり、全子爵、子爵夫人、令嬢、親戚長谷部仲彦氏を始め松平侯爵、中村知事、遠山裁判所長、雪下檢事正、池松内務部長、野口事務官、中澤足羽郡長、西島青木兩事務官補、本多、出田、馬場三縣立學校長

り、穩健切實なる佛教の倫理觀として、殊に現代の弊風を匡救する活力と光明あることを覺へぬ、次回は益す切實なる問題に論及せらるべし
 ●本多管長の御選教等 本多管長現下には去る十月廿九日今成僧正を隨へ千葉縣下に御選教、全日は濱野本行寺を經て全夜茂原町の公開演説會に御臨席、現下及び野口今成兩僧正の公演あり、翌三十日は別項記載の如く千葉縣下聯合大法會に御親教、全三十一日歸廳せられたり、又本月七日は千葉縣東金町へ御出張、全地公開演説會に御出席、翌八日は千葉縣教學財團副委員長會に臨席ありて全九日歸廳せられたり
 ●妙典研究會 去る十月三十一日午後二時より第八例會を事務所松本辯護士邸に開催、當日は宗祖御會式を執行し、兼て全會員中の篤志家埼玉縣北足立郡白子村故富澤藤七君の追弔法會をも修せらる、導師は本多日生師にて、右法要を終り直ちに全講師の「日蓮上人の恩徳」てふ講演あり、點燈時間會を告げたり、次回よりは會衆に利便なる會場を撰み公會演説風に擴張を許るといふ
 ●廣島通信 第十六教區廣島市新川場町本宗本照寺にては去る九月十五日庫裡改築の上様式を舉行せらる今其概況を報せば、當日午前九時上様式開始、式場正面には五色垂衣に天下和順日月清明御靈祭久の十二文字を記し、職人四十六名二列となり進て式場に入り、區内各寺院住職並に檀信徒は全寺住職大橋製日師の大

山品市長、東郷葵園會理事長、土生福井、大島北日本新聞主筆其他葵園會員等多數參列したり、之に續いて葵園會主催の祭典を執行し前全様の人々參列し中村知事、東郷葵園會理事長、山品市長等の祭文朗讀及生前先生の知己たりし故桑山重兵衛翁の五十年祭席上所讀詩の代讀あり一同隨意燒香して全十二時式を了りたり、此日妙慶寺住職日朝師の朗讀したる弔文はよく先生の人格功績を寫し音吐朗々として其の態度莊重、折から秋雨蕭々として降りしきり人を一層感慨深からしめたり
 また妙慶寺に於ては正面向つて左手の方に景岳先生の肖像を祭り右手を談話室及茶菓饗應室に宛て其他には例年の如く當地の桑山、山本家等より持ち寄りたる先生の遺墨、遺物及今回特に橋本子爵が東京より持ち來られし伊藤公爵が景岳先生を欽慕して子爵に贈られしもの徳川慶喜公、梅田雲演、桑川星殿、賴三樹、山陽外史等の詩文の掛軸を展覽せしめ會員及來賓には茶菓の饗ありたり、此日朝來雨降りしに拘はらず拜觀に來りたるは、葵園會員を始め諸官衙員、學校職員生徒、一般人等無慮千人以上に及びり

追弔文
 本日恭く此の處を嚴淨し、宮中顧問官陸軍軍醫總監正三位(勳一等醫學博士)子爵橋本綱常子併有志會の大衆、親く贈正四位景岳大居士の墓前に詣て、以て正當第五十回の年忌を修營せらるゝところあらん

とす
夫れ景岳居士の人格をして、一言具体に之を曰へば即ち皇室の式目を一變し王事の神嚴を保ち以て上下を通じ自他交々人事文物の啓發を導きんとするに外ならず、而して人事文物の啓發を興せんとせば、勢ひ鎖國攘夷に與みずべからず、皇室の式目を改變し王事の神嚴を確立せんとせば、勢ひ佐幕に黨みすべからず、景岳大居士の、夙に大志を懐けるもの實に茲に於て存す、居士の一度志を決して奮然起ちし所以のもの亦それ偶然ならんや
頃幕府の末路、外交には日米條約の難、露艦の來航、英艦艦來襲の難、内には諸侯浪士問責難に加へて、將軍世子の撰擇難あり、幕府の親藩水戸尾張越前の諸侯は一ツ橋慶喜公を立て、世子たらんとす、幕中井伊の大老之れを聽かず、遂に彼我の爭難となる、先是景岳居士藩の松平慶永公に師事するや、其の旨を体して東奔西下易名變裝、或は公卿に諸侯に遊説して企及するところあらんとす、然り而して獨斷專横の幕府は一國の大難は外交よりも内紛にありとなし水尾越の三侯をして別邸に謹慎せしめ、一橋慶喜をして出仕を止めしめ、密かに使を派して浪士を踪跡し、先づ捕ふるに梅田源二郎、水戸の京師留守居鶴岡吉左衛門父子、其他公卿の執事を捕ふるもの無數、搜索又搜索、嚴密四方に於て縛せらるるもの七十余人、吾が橋本左内、長州の吉田寅二郎等其

の首領たり、獄に在ると一年札問數回、遂に安政六年十月七日大義の爲めに斃る、行年二十有六歳、爾來五十回の星霜を經本年本月本日は恰も正當第五十年に相思す、因茲血脈の尊弟橋本綱常子爵、同夫人一族所從來向親く臨み以て尊靈に頌ひらる、絶言偉哉大義の徳や、凡々たる橋本左内景岳は既に斃れて無し、而も今正に日本の偉靈として爰に直覺し相迎ひ相見ゆるを得たり、願くは景岳院紫陵日輝大居士、顯に感應し冥に擁護あらせ玉へ
聖日蓮の云、我れ日本の柱とならん、我れ日本の眼目とならん、我日本秘神通之力
妙法華經云、如來秘密神通之力
南無妙法蓮華經
時正明治四十一年十月七日
大導師 僧都 日郎 稽首敬白

●岡山教信 (池上化城報)

▲日蓮研究會の發展 第六高等學校、醫學專門學校の學生、及び青年より組織せる日蓮研究會は、去る八月中は夏中休暇諸省せる者多く、特に盛暑の候にもあり、爲めに流會せしが、九月よりは會則を改訂し大に發展を期せり、第一會は去る五日午後八時市内内山顯下本法華弘通所にて開く、能仁師の聖語錄發心篇講義あり聽衆八十名、各人に聖語錄一部(謄寫板摺)を頒ちたり、終て折柄來岡中の兒童心理學の泰斗高島平三郎先生の「心理學上より觀たる聖日蓮の人格」に就て約一時

開半に亘る講演あり、聽衆多大の法益を得て散會せしは午後十一時半
十日九午后八時に第二會開催、能仁師の聖語錄前回の續きを講演、終て「日蓮を學ぶの捷徑」に就て山名木信師の約二時間に亘る演説あり、最終に「現代は文書傳道と言論布教と何れを先にすべきや」の論題に就き討議し甲論乙駁會場大に賑しが、結局言論派の勝利に歸したり、聽衆六十名午後十一時散會
▲顯本法華宗婦人會 九月十五日午後八時婦人會開催會衆百餘名、大野小長、佐々木賢子兩嬢の祖書朗讀あり、終に
女性の長所 能仁事一
法話あり散會午後十時
▲佛敎演說會 當座篤信會の例月開催せる佛敎演說會は、去る十七日午後八時開會、次の演題に就き諸師各自得意の雄辯を揮はれたり、法雨に浴せし聽衆二百餘名

聖日蓮の人生觀
濟信なる信仰

山名木信
國友日城

三事相應之信

能仁事一

▲婦人教育會 御津郡鹿田村私立婦人教育會にては、去る十二日岡本行寺住職能仁事一師を聘し「佛の教ゆる女の道」と云ふ演題にて一場の法話を聞きたり
▲東金本漸寺之大法會 第八教區東金町本漸寺は、去る明治三十五年九月暴風雨之際、境内を圍繞せる上

地森林、殆ど全部折倒し、當時の住職は爲めに種々行違ひを生じ、堂塔は漸次破損し、寺院の財政は紊亂し回復容易ならざる有様なりしが、信徒の懇請により、時の宗務總監今成僧正兼務整理の任に當り、種々の方法により、整理の端緒を開き、更に專任住職森川寛行師を後任に推薦し、相共に苦心經營、數年を経て漸く財政を整理し、堂塔全部の大修繕を完了したりければ去る十月十八日大法會を修了したり、今其の次第を記せんに、本漸寺山主は勿論親近並に塔中の僧員、及び檀信徒は二月前より準備に狂奔し、既に國民新聞千葉新聞、千葉毎日新聞等の諸新聞は、競ふて準備の模様を掲載せし位なれば、當日の參拜者は非常ならんと推察せしに、豫想よりも甚敷く、當日は早朝より汽車は勿論四方の道途より押寄する群集は人波を打ち、早や九時頃に至れば、幾萬の信男信女は境内に滿ち、さしも廣き堂塔境内も狹隘の感ありたり、時しも午前十時十五分東金着の流笛にて、管長本多大僧正親下、並に本漸寺先住今成僧正著せらるるや、勇ましく洋樂は四方に起り、赤羽日揮、木村乾中等の諸師、並に前嶋治兵衛、石井貫一、能勢土岐太郎、小川種吉、杉谷彌左衛門等の總代人は禮服にて出迎へ、直に數十の俵にて徐々本漸寺に御着ありければ、山主は勿論第八教區管事白井僧都、西福寺住職山岡僧正、本行寺住職中村僧都、其他の諸師檀家重立は門前に整列し御迎へ申し上げ、猊下方丈に御安着の報によりて、法要掛主任

第八教區布教師橫山會章師は法要式を定め、合圖の鳴鐘によりて僧員は一齊正服を着し、琴々たる太鼓にて總代人、山主の先頭にて、剝曉たる音楽によりて本堂に至り、大導師管長親下、側導師前管長錦織大僧正、並に今成僧正、別席には西福寺住職山岡僧正着席せらるゝや、續て八教區僧員諸師法縁の諸師と着席せられ三寶禮勸請ありて山主は左の式辭を朗讀せらる

式辭

抑鳳凰山本漸寺ハ、往昔ハ淨宗ニシテ松ノ郷ニアリテ同夢山願成就寺ト稱シ、七堂伽藍ノ大寺ナリキ、後チ田間村ノ隣境金谷ニ移リ巨徳山本漸寺ト改稱ス時ニ相州小田原ノ城主北條氏直ノ旗下、酒井伯耆守定隆、長享年中ニ土氣城主トナリテヨリ、數年ヲ過キ三男備中守敏房ヲ伴ヒ、地ヲ東金ニ相シ、城ヲ修シ清傳入道ト號シ、父子共ニ日親上人ノ學徳ヲ崇敬シ、信仰最モ厚ク、人皇百四代後柏原天皇ノ文龜年間、遂ニ城ノ一部ヲ割キ、東西八十五間南北八十間ヲ寺境淨地トシ、寺號ヲ鳳凰山本漸寺トシ、塔中數十ヲ設ケ、崇敬至ラザルナカリキ、是レ實ニ當山ノアル所由ニシテ、今ヲ去ルコト四百八年前ナリ、桃園天皇ノ寶曆五年冬十二月火災ノ厄ニ遇ヒ、堂塔全部烏有二歸シタラシモ、徳川家ヨリ三十石ノ朱印ヲ賜フアリ、一ハ信徒ノ信仰深厚ニヨリ、直ニ現今ノ本堂客殿、其他ノ堂宇ヲ再建シタリキ、尙徳川家康公ハ本漸寺東隣ニ宿營ヲ造リ、慶長十九年始メテ

東金及ビ近地ヲ巡狩セラレ、ヨリ、前後九回東狩ノ節ハ必ズ本寺ニ參拜シ、續ヒテ代々ノ將軍保護ヲ加ヘ、又タ信徒ノ外護ニヨリ今日ニ至ルモ、縣下ノ一大巨利タルハ替ハラザリキ、然ルニ明治三十五年堂塔破壊ニ至リシカバ、不肖日修就職スルヤ、一大修繕ノ必要ヲ唱ヘタリシニ、上ハ佛祖ノ加護ト云ヒ、下ハ信徒ノ淨財ニヨリテ、今ヤ堂塔修繕ノ全部ヲ完了シ、本日謹テ大法會ヲ修スルニ至ル、是レ洵ニ、一ハ佛祖ノ鴻恩ニ謝ヒ奉リ、一ハ開基日親上人并ニ御歴代先師ニ報恩シ、一ハ當山草創已來ノ諸靈并ニ法界萬靈ニ回向シ、加フルニ報恩盡忠ノ英靈義魄ヲ弔フ者也、仰願クハ本門常住ノ三寶來臨影向知見照覽アラセ給ハンコトヲ

南無妙法蓮華經

維時明治四十一年十月十八日 鳳凰山三十二世 本照院日修

次に能勢士較太郎氏は檀家一統を代表し、左の祝詞を朗讀したり

祝詞

今明治四十一年十月十八日、鳳凰山本漸寺ノ大法會ヲ執行スルニ當リ、我等檀家一同深ク欽仰ノ意ヲ表ス 抑本山ノ創始タルヤ今ヲ去ル四百有餘年ノ其昔、文龜元年二月時ノ聖僧日親上人ノ開基スル所ニシテ、東金城主酒井小太郎ノ菩提寺タリ、其後ノ任職日般

其より嚴肅なる法要ありて、管長親下は誦誦文を言上せらる

誦誦一章

勸請シ上ル 本門常住ノ三寶聖衆 來臨影嚮悉知照

日樂ノ兩師等博識ヲ以テ世々高名ナリ、本山ハ檀家五百餘戸ヲ有シ、上總ノ所謂七里法華中ノ一本山ニシテ、幕府ハ特ニ三十石ノ御朱印ヲ賜ハリシモ、明治維新一般ノ例ニ依リ上地トナリ了レリ、去レド有名ナル三本杉ハ巍然トシテ空ニ聳ニ、九十九里灣頭漁家ノ標的ト爲リ、尙本山境内ヲ圍繞セル森林ハ、蒼鬱タル老杉枝ヲ交ヘテ繁リ、神氣爽然人ヲシテ轉々崇仰ノ念ヲ起サシメキ 時ナルカナ、明治三十五年九月廿八日古今未曾有ノ暴風ハ狂威ヲ逞フシテ、本寺清境内外ノ巨樹ヲ倒シ、三本ノ神木亦其厄ニ遭ヘリ、此ノ天災ハ單ニ樹木ノ害ニ止マラズ、不幸ニシテ本寺衰運ニ傾カントセリ、茲ニ於テ先住今成乾隨師、先ツ改革ノ緒ヲ開キ、現住森川寛行師其後ヲ受ケテ苦心慘憺能ク事ニ從ヒ、我々トシテ憐マザル茲ニ三年、本山ヲ終ニ氣運恢復ノ曙光ヲ見ルニ至ラシメタルハ、檀家一同ノ歡喜措カサル所、則チ本山再興ノ祝事トシテ、本月本日本大僧正本多管長親下及地方寺院ノ諸師ヲ招待シテ、該大法會ヲ執行スル所以ナリ、茲ニ謹テ之レヲ祝ス 明治四十一年十月十八日 本漸寺檀家一同 敬白

覽アラセ給ヘ 伏シテ惟ミレバ 佛教ノ大海ハ廣大深遠、能ク古今東西ニ起レル哲學的ノ真理ヲ包括シテ、其ノ幽微ヲ闡キ、復佛教ノ日光ハ照耀周遍、能ク智愚上下ニ亘リ宗教的ノ化育ヲ完備シテ其ノ妙用ヲ示ス、謂フベシ哲學ト宗教トノ帝王ナリト 茲ニ當本漸寺ハ檀信徒ノ清淨ナル志願ニヨリテ堂塔伽藍ノ大修繕ヲ完成シ、本日ヲ以テソノ落成式ヲ舉グ、大法會ヲ嚴修シテ以テ宗廟祖并ニ開基日親上人已來歴代先聖ノ報恩ニ備ヘ、又檀家ノ祖先并ニ有無兩縁ノ菩提ヲ弔ヒ、特ニ報國義烈ノ忠死者ノ追祐ヲ祈ル 帝國ノ美風ヲ獎勵シ東洋道義ノ精華ヲ發揮スルヲ見ル佛教ハ、報恩ノ主義ヲ掲ゲテ道義ヲ導キ克ク君ニ忠ニ克ク父母ニ孝ナルベキヲ教ヘ、又衆生恩ノ上ニハ社會ノ調和ヲ示シ、三寶恩ノ上ニハ高遠ナル理想ヲ與ヘ、斯クテ家庭中心ヨリセバ父母ノ恩ニ於ケル孝ヲ守リ、國家中心ヨリセバ國王ノ恩ニ於ケル忠ヲ守リ、社會中心ヨリセバ衆生ノ恩ニ於ケル調和ト公益トニ盡シ、宇宙中心ヨリセバ三寶ノ恩ニ於ケル信仰ト護法トニ盡スベキヲ教ヘ給ヒス、斯クノ如ク之レヲ貫クニ一ノ報恩ノ主義ヲ以テシテ、之レヲ施スニハ家庭ト國家ト社會ト宇宙トニ亘リテ適當ナル道義ヲ實踐セシム、誰カ其ノ周足圓滿ニシテ應用自在ナル活宗教ニ服セザランヤ、而シテ本日ノ法會ハ能

ク此ノ四恩報答ノ意ヲ示セルモノカ、宗開祖先聖ノ報恩ハ則チ是レ三寶ノ恩ニ酬ユルナリ、檀信徒ノ祖先ノ苦提ヲ弔フハ家庭道德トシテノ父母ノ恩ニ酬ユルナリ、有縁無縁ノ萬靈ヲ弔フハ衆生ノ恩ヲ思ヘバナリ、盡忠報國ノ士ヲ弔フハ國家道德トシテ國王ノ恩ト皇國ノ恩トヲ思ヒ我等ニ代ツテ大義ニ徇セルヲ感謝スルナリ

仰ギ願クハ 本門常住ノ三寶大慈愍念ヲ垂レテ法會ノ志趣四恩報答ノ誠意ヲ納受シ給ヘ、更ニ希クハ生ケル國民ノ上ニ四恩報答ノ實現セラレ、法輪ハ常ニ轉ジ、帝國ハ愈々榮ヘ、家庭ハ益々齊ヒ、幸多キ世ハ來リテ、所謂世ハ義農ノ代トナリ吹風枝ヲナラサズ雨壤ヲクダカズシテ、速ニ立正安國ノ曉ニ達センコトヲ

南無妙法蓮華經
于時明治四十一年十月十八日

顯本法華宗管長

總本山妙滿寺貫首 大僧正 日生 稽首稽首

法式終り樂人還樂を奏するや、東金町の消防係は、力限り金棒の音すさまじく、僅かに人垣を開き、大導師始め僧員一同大塔婆の前にて、塔婆供養の式を終り、方丈に入るや、兼て高橋女學校の挿花部主任は、女生徒を監督して生花を陳列し、尙一舉宗匠は多くの門下と共に同じく生花所を飾りたる場所は展覽を許し、角力、獅子舞等の餘興一時に興り、食堂開かれ、委員の

於て最も莊重にして且つ威嚴ある大佛事を慶讃することを得たり、之が席末を汚したる記者は、萬腔の法悦に住して聊か歡況を報せん

是より先き主任教區たる第三區に於ては副總務石橋、井上兩師、及準備員秋葉、渡邊、大津、飯塚、大川、三須、前田の諸員一ヶ月以前より殆んど寢食を忘れて準備の奔走怠りなく日夜苦心を重ねたるも、第一回大綱遵照寺第二回濱野本行寺の大法會の如く豊富なる財力と恰好なる便宜とを有せず、加ふるに準備員等皆此方面に於ける經驗を有せず、徒らに全力を傾注して焦慮するのみなりしが、佛天の加護はかゝる熱誠を嘉みし玉ひけん、眞に望外の大盛典を擧げ滿山の四衆悉く大歡喜を以て充たされ、法蓮の萬歳を謳歌したり、あゝ是やがて七里法華發展史上の數頁に陸陸たる光彩を放つの大慶事にあらざるや、準備員、及び長圓寺主の法縁今井真惠氏は、二十六日より會場に詰切り諸般の準備に着手し、其間道路布教の一隊を茂原、應南、内田、鶴舞方面に派出して大法會の開催、顯本法華宗管長親下の御親教を報告し、警告箋數千枚を配布したるを以て愈廿九日に至るや、朝來曇天の雨模様なるに拘らず四方雲來の隨喜參詣者陸續として來り、さしもの長南町も所狭きを感じたり、當日は午後四時より白井僧都の唱導師の下に大衆一同天童音樂相和して、御寶前に一座の法味を捧げ大法會開催の奉告式を了せり、夫より夜に入りては渡邊布教師監督の下に堂内參詣の群衆

繁忙も目まわるとは形容ならず、眞に實現せしも何等の支障なく能く行届きたり、本堂に至れば更に佛恩に浴せんとの男女充滿せる中に、山主は開會の辭を述べ、續て演説は始まりぬ

千葉縣の信者

野口日主師

咸者懷戀慕

今成乾諸師

御親教

管長 親下

野口、今成兩僧正の熱誠なる長廣舌は、多大の信念を扶植せしは勿論、管長親下の御親教に至りては、聽衆中には從來佛教に對して誤解せし旨を告白し、懺悔する者あり、亦た一場の御親教にて満足せず、引續き親下の御説を聽法したき旨、山主に申出づる者、續々來り、山主は當日は時間の都合も有れば、今後時々御親教を請ふべしとて、聽衆を沈靜せしめし位なれば、當日御親教の感化は實に偉大なりし

夜に入るや、大野傳兵衛氏の特に寄附せられたる東京電氣館、三友館、新聲館より出張せる最新式活動寫眞技師は午後六時より活動寫眞を始むるや、更に人出を増し殆ど境内と云ひ山林と云ひ、人を以て埋まり、六尺平方の空地は容易に見出すを得ず、人々立往生の姿にて漸く夜半頃にして人々も減ぜし盛況にして實に稀れなる盛儀なりき

●千葉縣大法會 豫て記せし如く縣下聯合第三回大法會は、十月廿九、三十、三十一の三日間、七里法華の最南端にして、而も各宗環視の内なる應南町長圓寺に

に對し大梵音の獅子吼を鳴らし多大の法益を興へられ一面秋葉布教師監督の下に町内各所に道路布教の一隊を送り玄題旗堂々として談論風發、手に手に道路布教と標せし提燈を携へたる威儀ある容姿には、有名なる三途台を有せる長南の僧俗をして一種無限の感化を興へたるものゝ如し、明ければ三十日、中日なるを以て豫て招待狀を發し置きたる總本山信徒總代、舊千部施主、郡長、警察署長、新聞記者、町長、役場吏員、學校職員、各宗僧員等追次參集し、大川日教、栗原日滿兩氏は、管長親下出迎として茂原に出張し、亦數十名の樂隊一行を先登とし、副總務己下準備員一統、檀家總代、及地方信徒より成れる假裝隊の一行、各花笠玄題旗を擁して十數町の町端に出迎ひたり、午前十時を報する頃一發の烟火中天に轟くと共に、管長親下には栗原日滿氏を先驅とし、本山部長野口僧正、宗會議長今成僧正、中村僧都を隨へ總本山貫首の正裝にて威容嚴肅腕車を驅し御旅館精屋に御到着あらせられたり、この御到着を拜觀せんとして町内十數町の間兩側堵をなし群衆の雜圍甚だしかりしも、僅かに警官の制止にて事なきを得たり、午後一時第一第二の警鐘を以て旅館精屋より一行練出だせり、第一信徒假裝隊の送題目と共に警隊の金棒引、樂隊、信徒檀家總代、俗人、稚兒、中座、親下、各教區僧員、一般參拜者、此間數町、數十分間の光景は、全く記者が短き筆の形容する處にあらざる、之を實見せしもの互に想像するに止まり何れ

も其莊嚴なる美に打たれ、眼底には數滴の雫を宿せしものをも見受けたり、さて本堂に着せられ左の差定を以て修法は無事執行せられたり、初樂三寶禮受持勸請讀誦咒讀中樂稚兒捧花問答受燒香祝下誦誦式辭弔詞散華對揚行遣題目回向受持三歸禮退樂已上

夜に入りては、十數年前四個格言問題に結縁し置きたる管長狹下の御親教を拜聴せんとして、堂の内外立錫の餘地なき迄に充滿せり、滿場の宗教的欲求を受けたる狹下の御演説は、滔々數時間、近來當地に於ける未曾有の法益を與へられ、夫より野口、今成兩僧正、及び各教區布教師の演説あり、更らに引續て中村僧都の主幹せる幻燈布教は開始せられ、特に狹下及野口僧正の説明をも拜聴するを得たり、今左に兩夜の演題及辨士を紹介せん

- 開會の詳
- 信佛論 波道乾 教師
 - 但經に任すべし 波道支 講師
 - 感謝の涙 小竹俊 講師
 - 世界を以て歸たらしめよ 三上義 講師
 - 聖日蓮の人生觀 今井日 講師
 - 迷信戒除論 大川日 講師
 - 不敬罪愆 大津賢 講師
 - 佛敎の靈價 秋山日 講師
 - 人生の行路 横山會 講師
 - 法華經的文學的鼓吹 成島泰 講師
 - 傳説とは何ぞや 白井勇 次郎氏

諸種の方面より贊助を與へられたる諸氏の芳名を列記して感謝の誠意を表せん(月琴記)

- 中村乾信 今井日名 吉田純賢 梅澤天純 齊藤自正 倉上敬榮
- 森岡會殿 成島泰行 神田日亮 齊藤立靜 齊藤自正 倉上敬榮
- 伊藤實樹 齊藤義隆 金野學信 秋葉純一 齊藤自正 倉上敬榮
- 草切榮玉 福葉智勇 渡邊支雅 石井日隆 小竹俊樹 池澤理玄 龜
- 崎日蓮 赤羽日輝 三上義敬 龜澤理玄 久松光道 鐵橋慈風
- 白井日昇 森川寛行 横山會尊 今井誠惠
- 鏡實善院 夏目智誓 井上容受
- 石橋瑞庵 井上日冲 渡邊乾敏 栗原日瀧 大津賢淳 大川日教 前
- 團春橋 木村乾中 三須敦英 河野見中 宇津木芝英 門倉玄要 藤
- 平法順 稻子隆秋 飯塚志善 岡分顯有 竹内顯頼 古口勝叔 岡元
- 教一 秋葉一 茂
- 白井勇次郎 林多喜一郎 長圓寺檀家總代人
- 廣原藻原寺主 長南三途齋主 榎本日種 森原啓門

●大綱佛敎婦人會の近況 我宗本山部長僧正野口日主師指導の下に成る千葉縣山武郡大綱町の佛敎婦人會は、創立日淺きにも拘はらず流石七里法華の中樞元宮谷檀林を置かれし土地丈ありて、信仰の美風今尚ほ衰へざると、野口僧正の威化能く及ぶが爲め、會運の進展著しく會員數も己に四百名を算ふるに至り、而て時々高僧知識を請じて知徳の研磨に力めらるゝ等、活動の狀頗る見るべきあるは、かねて聞けりし所なるが、本月六日は恰も創立滿壹週年に相當せるを以て、同地蓮照寺に於て之れが紀念大會を開き、併て園遊會を催されたり、今其概況を記さんに、當日は朝來の降雨何時しか霽れ定刻午後一時には四百の會員悉く出揃ひた

人格の造論 龜崎日 憲

我深敬汝等 木村乾 中時

人たるの價値 夏目智 香

我亦爲世父 森川日 修

唯我獨尊 赤羽日 探

三力の關係 今成乾 信

千葉縣觀 野口義 禪

幻燈布教 中村乾信、夏目智誓、木村乾中、伊藤實樹、成島泰行の諸師

野口僧正、管長狹下

道布教 秋葉日度、大津賢淳、成島泰行、横山會章、秋葉純一、大川日教、國分顯有の諸師

池澤理玄師

三十一日は、朝來風雨甚しく一般參詣者及各教區僧員諸師の歸路に困難を感ぜしは甚だ遺憾なりき、されば塔婆供養は、三教區寺院住職一同にて勤め、茲に大法會の決了を奉告し終れり、かくして三日間の虚空海會を茲に移し奉りて無事に佛事を慶讃したるは、一同の深く感謝する處なり、かくの如き至誠の信念を以て捧げたる法味は、佛祖三寶も必ず納受し玉はん、而して其大慈悲の御手は、七里法華有縁の諸靈、教學財團基金施主所志の諸靈、日露戰役戰死病没の忠魂に垂れて無限の法益を與へ、法會慶讃の功德は二世の大願を成せんか、吾等の至福何物か之れに過ぎん、終りに望み此大法會に隨喜參列せられたる各教區僧員、及び諸種

り、さて會場の入口には綠門を設け國旗を交又し、庭園には紅白の吹流し高く天空に舞ひ、七軒の店舗は各々意匠を凝らして裝飾を施されたり、其趣向は佛界に擬へたの天上界を周覽するの仕組にて、模擬店の名稱は、第一部を四天店(店以下同じ)とし「團子屋」、次は那摩店の「しがらき」、次は兜率店の「田樂屋」、次は那利店の「甘酒及壽し屋」次は化佗店の「柿密柑」、次は化樂店の「煎餅」、次は那舍店の「菓子」屋等にて、美麗の中自ら教訓の伏線あり、一瞥して其趣向の尋常の撰にあらざるを思はしめたり、又式場周圍には幔幕を張り詰り、中鹿氏の書畫幅、並に當地に於ける遠州流宗匠大森氏一門の挿花、及板倉守村諸氏の盆栽等、何れも秀逸の雅品を以て壇上を飾られたるは、實に高尚優美の極致にてありき、雖て午後二時野口僧正は、會員靜座の中數名の僧員を隨へ寶前に起立して恭く祈念の文を讀誦し、次で一席の法話あり、次に來賓の祝詞演説あり、之れにて式を了へ、直ちに園遊會を開きしに、生僧一旦霽れたる天空は復び雨を降したれば、折角の準備に取りては大打擊なりと思ひきや、會衆は反て元氣を加へ來り、口々に之れ正に佛陀の慈雨なり真に好紀念なりとて、一同愉色滿面の光景を呈せしは感服の外なかりき、此間役員は紅地に白の櫻と女郎花とを染抜きたる袴、前垂を掛け、八十に近き老妯と二十前後の令嬢と打交り各賣店に分れて立働かれ、其動作の如何にも敏活にして而かも溫雅の風に富めりしは賞讃に耐

統一

第百六十六號

明治三十年二月廿四日 第三種郵便物認可
明治四十一年十一月十五日發行 第一號百六十五號
明治三十年二月二十四日 第三種郵便物認可
明治四十一年十二月十五日(每月一回十五日)發行

(每月一回十五日)

同 橋川五 草水舟頭支店
東京市牛久保町三丁目三番地

東京市牛久保町三丁目三番地
電話三三三三番

寶山社

（以下為極淡之印刷文字，內容難以辨識）